

確認するべし



出発前に確認しましょう。1つでも守られていないと法律違反になります。

(指導を受けて改善されない場合は、次回から申請を受けられないこともあります。)

- 特車の許可書類を積みましたか？
- 許可期限は切れていませんか？
- 許可された時間帯を守っていますか？
- 経路は正しいですか？
- 積荷の重さ、サイズを確認しましたか？
- 徐行が必要な車ですか？
- 誘導車が必要な車ですか？
- 車検証は積んでいますか？(トラクタとトレーラーの両方)
- 車検証の条件は確認しましたか？



※ 交通情報センターに道路の状況を確認しましょう。

こんな車両は特車申請が必要です

総重量20t(25t)以上、軸重10t以上



※()は指定路線です。

●上記は主な決まりで、他に路線ごとに定められた決まりもあります。

特に大きな車両には 通行の条件がつきます

- 誘導車を配置すること
- 徐行すること
- 連行禁止、他車併進不可

(橋の上で他の車と重なったり、横に並んで走ること)